

和歌山県フグ処理等に関する指導要綱

第1 目的

この要綱は、フグ処理者の要件を示すとともに、フグの処理施設を把握し、その取扱いについて指導を行うことにより、フグ毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、食用に供する目的でフグの処理を行う営業者及びフグ処理者に対して適用する。

ただし、第10及び第11の規定については、次に掲げる者に対してのみ適用する。

- (1) 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「政令」という。）第9条の規定により、食品衛生法（昭和22年第233号。以下「法」という。）第55条第1項の許可を受けずに営業を行う者。
- (2) 政令附則第2条の規定により、従前の例により営業を行う者。

第3 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該事項に定めるところによる。

- (1) 有毒部位 「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知。以下「局長通知」という。）別表1及び別表1の2に掲げる処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位以外のものをいう。
- (2) 処理 有毒部位のすべてを除去することをいう。
- (3) フグ処理者 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号へに規定するフグの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると知事が認める者をいう。

第4 試験

- 1 知事は、フグの処理を行おうとする者に、フグの種類の見別に関する知識、有毒部位を除去する技術その他食品衛生及びフグに関する一般知識等を有することを確認するために、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）別添に掲げる認定基準に適合する試験（以下「フグ処理者試験」という。）を実施する。
- 2 知事は、知事以外の者が行う試験をフグ処理者試験として承認することができる。
- 3 1及び2の試験の実施に必要な事項については、別に定める。

第5 フグ処理者の認定

知事は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者をフグ処理者として認定する。

（１）第４に規定する試験に合格した者

（２）他の都道府県知事等が実施するフグ処理者試験（同知事等が自ら実施する試験と同等と認めた試験を含む）に合格した者

第6 フグ処理者認定証

- 1 フグ処理者として認定を受けようとする者は、様式１によりフグ処理者認定証（以下「認定証」という。）の交付を申請するものとする。
- 2 知事は、認定証の交付申請を受け付けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、様式２によるフグ処理者認定台帳に申請者の氏名等を登載するとともに、様式３による認定証を申請者に交付する。
- 3 フグ処理者は、認定証を紛失し又は破損したときは様式４による紛失・破損届を、様式１の申請書の記載事項に変更が生じたときは様式５による変更届を速やかに知事に提出するものとする。
- 4 知事は、３の紛失・破損届又は氏名の変更届を受理したときは、認定証を再交付する。

第7 認定の取消及び停止

- 1 知事は、フグ処理者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当すると判明したときは、その認定を取り消し、(5)又は(6)のいずれかに該当すると判明したときは30日以内の期間を定めて認定を停止することができる。
 - (1) 不正な手段でフグ処理者となったこと
 - (2) フグの処理に関し食中毒その他重大な事故を起こしたこと
 - (3) 第５に掲げる試験の合格を取り消されたこと
 - (4) 他の都道府県知事等によりフグ処理者の認定等を取り消されたこと
 - (5) 第８の遵守事項を怠ったこと
 - (6) その他この要綱の規定に違反したこと
- 2 知事は、１の取消又は停止をしたときは、フグ処理者認定台帳の備考欄にその旨を記載する。
- 3 知事は、第５（２）に該当するフグ処理者の認定を取り消すとき又は停止するときは、第５（２）の他の都道府県知事等にその旨を情報提供する。
- 4 フグ処理者は、１の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定証を知事に返納するものとする。
- 5 知事は、１の規定により認定を取り消された者が、取り消された日から起算して１年を経過した後、第６の１の申請を行った時は、改めて認定証を交付する。

第8 フグの処理及び選別

フグの処理に当たっては、局長通知の記2及び「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）の記3に掲げる事項を遵守するものとする。

第9 記録の保存

フグの入荷量、処理量、販売量及び廃棄量について記録を作成し、保存すること。

第10 処理施設の届出

- 1 処理施設を設置しようとする者は、様式6による設置届をその施設の所在地を所轄する保健所長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を受けた保健所長は、書類を審査し、現地を調査の上、当該施設の設置をしようとする者に対し、様式7による届出済証を交付するものとする。
- 3 2の届出済証の交付を受けた者は、当該施設に当該届出済証を掲示しなければならない。
- 4 2の届出済証の交付を受けた者は、当該届出の内容に変更を生じ、又はフグの処理を行わなくなった場合には様式8による変更・廃止届を、また、当該届出済証を破損し、又は紛失した場合には様式9による再交付願を所轄保健所長に届け出なければならない。
- 5 4の変更届又は再交付願を受けた保健所長は、2の規定により届出済証の交付を行うものとする。
- 6 保健所長は、1及び4の規定により提出された届を台帳として保管しなければならない。

第11 報告

保健所長は、様式10により毎年4月15日までに、フグ処理の状況を知事に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(届出等の経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の要綱の規定により行った処理、届出、記録の保存その他の行為については、改正後の要綱により行った処理、届出、記録の保存その他の行為とみなす。

(用紙の経過措置)

3 この要綱の施行の際、現にある改正前の用紙は、改正後も従前のおり使用できるものとする。

(適用除外)

4 この要綱の施行後、第 2 (1) 及び (2) に掲げる者がふぐの処理を行う施設として法第 55 条第 1 項の規定による許可を受けたときは、この要綱の適用から除外する。その際、第 7 の 4 に規定する変更・廃止届は不要とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱第 3 の (3) の規定に基づくフグ処理者（他の都道府県において処理に関する免許又は講習会修了証の交付を受けた者については、この要綱の施行前に県内でフグの処理に従事していた者に限る。以下「既存フグ処理者」という。）については、この要綱が施行された日から起算して 3 年を経過する日までは、なお従前の例による。

3 既存フグ処理者については、県内でフグの処理に従事する場合に限り、この要綱第 5 の規定にかかわらず、知事はその申請に基づき認定証を交付することができる。この場合において、交付する認定証は「様式 3 の 2」とする。

4 既存フグ処理者が、第 7 の 1 (1) から (4) までのいずれかに該当したときは、該当した日から 1 年を経過するまで、第 7 の 1 (5) 又は (6) に該当したときは、該当した日から最大 30 日を経過するまでは、附則 2 及び 3 は適用しない。

5 この要綱の施行前にした既存フグ処理者の行為については、なお従前の例による。

6 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 1

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 〒 (-)

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

フグ処理者認定証交付申請書

和歌山県フグ処理等に関する指導要綱第 6 の 1 (附則の 3) の規定に基づきフグ処理者認定証の交付を申請します。

法定代理人の氏名及び住所 (フグ処理者が未成年の 場合のみ)	法定代理人氏名 法定代理人住所
合 格 証 等	交付自治体 (団体) 名 合 格 証 等 番 号 第 号 合格証等発行年月日 年 月 日
備 考	

添付書類

次の (1) から (4) のいずれかの書類

- (1) フグ処理者試験合格証または免許証等の写し (認定基準を満たした試験に合格して得たものに限る。)
- (2) フグ衛生講習会受講済証 (県内で実施したものに限り。) の写し
- (3) フグ処理施設届出済証の写し等、フグ処理者として届出したことが確認できる書類
- (4) 令和 4 年 6 月 30 日以前に他の都道府県で交付された講習会修了証、免許証等の写し及び同日以前に県内でフグ処理に従事していたことを証する書類 (様式 1 別記)

様式2

フグ処理者認定台帳

認定証 番号	認定証 交付年月日	ふりがな 氏名	生年月日	住所	電話番号	備考

第 号

フグ処理者認定証

和歌山県フグ処理等に関する指導要綱第3の(3)の規定
によるフグ処理者であることを証する。

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 印

フグ処理者認定証

和歌山県フグ処理等に関する指導要綱の一部を改正する要綱（令和4年7月1日施行）附則の3の規定に基づくフグ処理者（和歌山県内に限る。）であることを証する。

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

和歌山県知事

○ ○ ○

○ 印



様式 4

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

電話番号

フグ処理者認定証紛失・破損届

フグ処理者認定証を紛失・破損しましたので、和歌山県フグ処理に関する指導要綱第6の3の規定により届け出ます。

フグ処理者認定証 交 付 年 月 日	年 月 日
フグ処理者認定証番号	第 号
紛失・破損理由	
(備考)	

添付書類

認定証を破損した場合にはその認定証

様式 5

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

電話番号

フグ処理者認定証変更届

フグ処理者認定証交付申請書の記載事項に変更が生じたので、和歌山県フグ処理等に関する指導要綱第6の3の規定により届け出ます。

フグ処理者認定証 交 付 年 月 日	年 月 日	
フグ処理者認定証番号	第 号	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変更内容等	変更前	
	変更後	
	変更理由	
(備考)		

添付書類

フグ処理者認定証（氏名の変更に限る。）

届出済証交付番号	
----------	--

フグ処理施設届【台帳】			
和歌山県 保健所長 様			年 月 日
フグ処理等に関する指導要綱第10の1の規定により次のとおり届け出ます。			
処理業者住所、氏名（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者氏名）			
大 昭 平 年 月 日生			
処 理 施 設 所 在 地			
処理施設の名称、商号又は屋号			
現在所有する営業の許可業種等			
業 の 形 態 (飲食店営業の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 一般食堂・レストラン <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> すし屋 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 仕出し屋・弁当屋 <input type="checkbox"/> その他		
フグ処理者氏名	取得年月日	受講（免許）番号	都道府県名
廃棄物の処理方法 1 焼却 2 引取 3 その他 ()		フグ処理開始予定年月日	
		年 月 日	

※添付書類

- (1) フグ処理者であることを証明する書類
- (2) 現に有する営業許可証の写し
 (飲食店営業、魚介類販売業)
- (3) 営業施設の配置図
- (4) 営業所付近の見取図

フグ処理施設届出済証

処 理 業 者 氏 名			
処 理 施 設 所 在 地			
施設の名称、商号又は屋号			
現在所有する営業の許可業種等			
フグ処理者氏名	取得年月日	受講（免許）番号	都道府県名

年 月 日

保健所長 印



フグ処理施設届出済証再交付願

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

和歌山県フグ処理等に関する指導要綱第10の4の規定により、フグ処理施設届出済証の再交付を願います。

処理業者住所、氏名 (法人の場合は、その名称、所在地及び 代表者氏名)			
処 理 施 設 所 在 地			
営業所の名称、屋号又は商号			
現在所有する営業の種類			
フグ処理者氏名	取得年月日	受講(免許)番号	都道府県名
破損又は亡失の別	破損	紛失	

※添付書類：届出済証を破損した場合にはその届出済証

フグ処理施設等報告書

(年 3 月 3 1 日現在)

保健所

業 種		施設数	処理者 人数	年度内 新設数	年度内 廃止施設数	備考
飲食店営業	一般食堂・レストラン					
	料 理 店					
	す し 屋					
	旅 館					
	仕出し屋・弁当屋					
	そ の 他					
	小 計					
魚 介 類 販 売 業						
計						